

## 第 1 6 8 回 岡山市第二農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和 7 年 2 月 1 8 日（火）午前 1 0 時 0 0 分
- 2 開会の日時 令和 7 年 2 月 1 8 日（火）午前 9 時 4 5 分
- 3 閉会の日時 令和 7 年 2 月 1 8 日（火）午前 1 1 時 1 4 分
- 4 会議の場所 岡山市東区西大寺南一丁目 2 番 4 号 岡山市東区役所 3 階 多目的ホール
- 5 出席委員の氏名並びに出席、欠席の別

出席 9 名 欠席 1 名

	氏 名	出欠の別		氏 名	出欠の別
会長（1）	浮田 孝允	出	5	岡本 岩男	出
職務代理者（7）	岸本 博	出	6	奥田 哲也	出
2	大森 美也子	出	8	串田 修	出
3	大森 勇二	出	9	今東 徳雄	欠
4	岡本 五樹	出	1 0	雪本 泰嗣	出

### 6 農業委員以外の出席者

農地利用最適化推進委員 中区協議会副会長 高畑 文正

東区協議会長 岡崎 章二

事務局 担当局長 吉澤 史郎 参事 今村 正樹

農地担当課長 竹田 了久 主幹 佐藤 孝司

担当課長補佐 逢坂 篤之 主査 浦上 和彦

担当係長 藤村 博之 主事 森上 諒佑

### 7 傍聴者 0 名

### 8 議 題

第 1 号議案 農地関係申請等について

申 請 等（1）農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について

（2）農地法第 4 条の規定に基づく許可申請について

（3）農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について

（4）岡山市農用地利用集積計画の決定について（所有権の移転）

（5）岡山市農用地利用集積計画の決定について（利用権の設定及び転貸）

（6）農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定に基づく届出について

報 告（1）農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届について

（2）農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届について

（3）農地法第 1 8 条第 6 項の規定による合意解約通知について

（4）農地法施行規則第 2 9 条第 1 号該当転用届について

（5）農地改良届について

第2号議案 農政関係等について

(1) 農政関係等について

(2) その他

9 議事録署名委員の氏名

4番 岡本 五樹 10番 雪本 泰嗣

10 議事の内容

議長 みなさんご苦勞様です。それでは、ただいまから第168回岡山市第二農業委員会総会を開会します。本日の欠席は1名です。

本日の議事録署名委員を指名します。

4番 岡本 五樹 委員、10番 雪本 泰嗣 委員 をお願いします。

それでは議案の審議の前に、議案の訂正等がありますか。

藤村係長 議案の訂正があります。

「第168回 岡山市第二農業委員会総会議案の訂正等」をご覧ください。

第1号議案 申請等 (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について、1ページ東区3番は2月13日付けで取り下げとなりました。

また、1月に転用許可の議決をした案件のうち、中区江崎の露天駐車場を目的とする案件は、面積が3,000㎡(平米)を超えていましたので、1月28日に県農業会議に諮問し、許可適当との答申がありましたことを報告します。以上です。

議長 それでは、申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。

森上主事 1ページ1番、新規農による所有権移転です。営農計画書によると、受人は、3年前から知人の畑で野菜栽培を手伝っており、この度、正規に所有権を取得するものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上です。

議長 中区協議会の協議の模様を高畑副会長さん、ご報告をお願いします。

高畑推進委員 1番の1件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 中区協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議長 次に、事務局から東区の説明をお願いします。

藤村係長 1ページ2番、新規農による所有権移転です。営農計画書によると、受人は、申請地を約20年前から口約束で賃借して野菜を栽培していますが、今回、所有者から譲渡の申し出があったものです。取得後も、近隣の農業者から指導を受け、種苗も提供してもらいながら、これまでどおり野菜畑として利用し、収穫物は自家消費をする予定です。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

3番は、2月13日付けで取り下げとなりました。

4番、新規農による所有権移転です。営農計画書によると、受人は、以前から家庭菜園に興味があり、今回、住居とともに農地を譲渡してもよいという話があり、4月1日以降に北区牟佐から転居予定となっています。受人の妻は家庭菜園で2年程度、じゃがいもなどを栽培した経験があり、取得後は、転居先の近隣の農業者の指導を受けながらさつまいもを栽培し、収穫物は自家消費をする予定です。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

5番、増反による所有権移転です。受人は現在、約60.8ヘクタール耕作している農地所有適格法人で、非耕作地はありません。株主要件など適格法人の要件を満たすこと、また、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

6番、増反による所有権移転です。受人は現在、約1.1ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから許可要件をすべて満たしていると考えます。

7番、増反による所有権移転です。受人は現在、約38アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから許可要件をすべて満たしていると考えます。

8番は、増反による5年間の使用貸借権の設定です。受人は現在、約1.2ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから許可要件をすべて満たしていると考えます。

9番、新規農による所有権移転です。営農計画書によると、受人は、申請地に隣接する住居を取得し、3月頃に東京都杉並区から移住予定となっています。当面はインターネットや本から技術を習得し、移住後は近隣の農業者にも指導を受けながら野菜畑として利用し、収穫物は自家消費をする予定です。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

2ページ10番、増反による所有権移転です。受人は現在、約1.3ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから許可要件をすべて満

たしていると考えます。

11番、新規農による所有権移転です。営農計画書によると、以前から野菜及び果樹の栽培に興味があり、現在は瀬戸町<sup>きくやま</sup>菊山の自宅で野菜の家庭菜園を行っています。今回、所有者から農地の譲渡の申し出があったため、隣接する自営の事業所を拠点に、近隣の農業者の指導を受けながら、キャベツや大根、桃や梅を栽培し、収穫物は自家消費をする予定です。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係をみても問題がないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。以上です。

議長  
岡崎推進  
委員  
議長  
全員  
議長  
全員  
議長

東区協議会の協議の模様を岡崎協議会長さん、ご報告をお願いします。

取り下げの3番を除く、2番から11番までの9件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

東区協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。  
ありません。

それでは、申請等(1)は、3番を除く、1番から11番までの10件を許可と決定してよろしいか。

よろしい。

それでは、そのように決定します。

次に、申請等(2)農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から東区の説明をお願いします。

藤村係長

2ページ1番、申請地は農用地区域内の農地で、転用目的は農地改良工事による一時転用申請です。転用期間は令和7年2月19日から令和7年3月19日までです。

申請人は現在、約113アールの農地を耕作する農業者ですが、申請地の現況は田のところ、これに約50センチ盛土した後、表土を約1センチ入れ、工事完了後にはハウスを設置してシャインマスカットを栽培する果樹園として利用しようとするものです。

なお、申請地1,288㎡(平米)のうち969.10㎡(平米)は、令和5年12月7日付で農地改良届を受け付け、果樹園として造成済みですが、今回、残りの318.90㎡(平米)も含めて筆全体として4条農地改良申請を行い、一時転用許可を受けようとするものです。

農用地ですが、農地改良を目的とした一時転用であり、農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがないことから、例外的に許可が可能です。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。以上です。

議長  
岡崎推進  
委員

東区協議会の協議の模様を岡崎会長さん、ご報告をお願いします。

1番の1件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 東区協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。  
全員 ありません。  
議長 それでは、申請等（２）は、１番の１件を許可と決定してよろしいか。  
全員 よろしい。  
議長 それでは、そのように決定します。

次に、申請等（３）農地法第５条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。事務局から中区の説明をお願いします。

森上主事 ４ページ１番、申請地は、農地の広がり１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、転用目的は露天資材置場で賃借権を設定します。現在一時転用中の案件です。

受人は、中区湯迫で土木業を営む法人ですが、資材置場が不足したため、令和４年２月１８日付で、農地法第５条一時転用許可を受けています。現在まで露天資材置場として使用していますが、許可期間の満了に伴い引き続き露天資材置場として利用するため永久転用許可を受けるものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

２番、申請地は、農地の広がり１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

受二人は姉妹関係にあります。受一人（姉）は現在、北区岩田町の借家に家族３人で居住していますが、子どもの成長に伴い、家財道具が増えて手狭になったため、勤務先に近く、通勤に便利な申請地に自己専用住宅を建築しようとし、受二人（妹）は現在、中区福泊の借家に家族３人で居住していますが、子どもの成長に伴い、家財道具が増えて手狭になったため、子どもの中学校区の変わらない申請地に姉妹共同で自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

３番、申請地は農用地であり、永久転用を目的とした露天駐車場としての一時転用です。転用期間は許可日から３年間です。

受一人は、中区倉富で運送業を営む法人ですが、事業が堅調に推移し、既存の駐車場が手狭になったため、事業所の近隣に位置する申請地に賃借権を設定し、露天駐車場として一時転用しようとするものです。

申請地は農用地ですが、一時転用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障がないものと判断され、例外的に許可が可能です。転用面積については、トラック４３台分などの駐車場の計画から妥当なものと考えます。また、被害防除計画等、その他の一般基準上も問題ないと考えます。

４番、申請地は、農地の広がり１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

受人は現在、中区高島新屋敷の借家に夫婦で居住していますが、家財道具が増えて手狭になったため、申請人の勤務先に近く、通勤に便利で、実家にも近くお互いに助け合いながら生活できる申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

5番、申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

受人は現在、中区赤田の借家に一人で居住していますが、結婚予定であり、家財道具が増えて手狭になることから、婚約者の実家に近く、お互いに助け合いながら生活できる申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

6番と7番は、敷地を数区画に分けて転用するため同時に説明します。

申請地は、いずれも農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

6番、受人は現在、中区倉益の借家に家族4人で居住していますが、家財道具が増えて手狭になったため、妻の実家に近く、お互いに助け合いながら生活できる申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

7番、受人は現在、東区西大寺東三丁目の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増えて手狭になったため、夫の実家に近く、お互いに助け合いながら生活できる申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

8番と9番は、敷地を数区画に分けて転用するため同時に説明します。

申請地は、いずれも農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

8番、受人は現在、中区高屋の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増えて手狭になったため、申請人の実家に近く、お互いに助け合いながら生活できる申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

9番、受人は現在、中区原尾島四丁目の借家に夫婦で居住していますが、家財道具が増えて手狭になったため、妻の実家に近く、お互いに助け合いながら生活できる申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

5ページ10番と11番は、敷地を数区画に分けて転用するため同時に説明します。

申請地は、令和6年10月25日付で農振除外済みの案件です。

いずれも農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

10番、受人は現在、中区赤田の借家に家族3人で居住していますが、子どもが生まれ、家族が増えて手狭になったため、申請人の実家及び家族経営の職場に近く、子育ての手助けを得ながら仕事ができる申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

11番、受人は現在、中区中井一丁目の借家に家族4人で居住していますが、家族が増えて手狭になったため、申請人の実家に近く、お互いに助け合いながら生活できる申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

12番から15番は、敷地を数区画に分けて転用するため同時に説明します。

申請地は、いずれも農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

12番、受人は現在、中区高島二丁目の借家に家族4人で居住していますが、子どもの成長に伴い、家財道具が増えて手狭になったため、妻の勤務先に近く、家事と仕事の両立ができる申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

13番、受人は現在、玉野市築港五丁目の借家に家族3人で居住していますが、子どもの成長に伴い、家財道具が増えて手狭になったため、申請人の妻の勤務先に近く、通勤に便利で、また妻の実家にも近く、お互いに助け合いながら生活できる申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

14番、受人は現在、南区浜野三丁目の借家に、夫婦で居住していますが、家財道具が増えて手狭になったため、勤務先に近く、通勤に便利で、実家にも近く、お互いに助け合いながら生活できる申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

15番、受人は現在、東区瀬戸町瀬戸の借家に、家族4人で居住していますが、子どもの成長に伴い、家財道具が増えて手狭になったため、申請人の勤務先に近く、通勤に便利な申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

16番、申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は露天資材置場で所有権を移転します。

受人は南区豊成一丁目で造園業を営む法人ですが、仕入れる資材が増加し、資材置場が不足したため、資材の運搬をするのに利便性が良いバイパス付近で、本社から行き来のしやすい申請地を取得し、露天資材置場として転用しようとするもので

す。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。以上です。

議長 中区協議会の協議の模様を高畑副会長さん、ご報告をお願いします。

高畑推進委員 1番から16番までの16件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 中区協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全員 (ありません。)

議長 次に、事務局から東区の説明をお願いします。

藤村係長 5ページ17番、令和6年10月25日付で農振除外済みの案件です。

申請地は農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

受人は現在、東区上道<sup>じょうどうきたがた</sup>北方の借家に居住していますが、家財道具が増えて手狭になり、また、高齢となった両親の面倒もみる必要があるため、実家近隣で両親の農業の手伝いもしやすい叔父所有の申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

1種農地ですが、集落に接続して設置される住宅であり、叔父所有の土地で他に代替地がなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

18番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は自己専用住宅で所有権を移転します。

受人は現在、中区中井三丁目の官舎に夫婦で居住していますが、家財道具が増えて手狭になったため、申請人(妻)の実家に近く、将来、子どもの世話や両親の面倒をみるなど、お互いに助け合いながら生活できる申請地に自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

19番、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は露天駐車場で所有権を移転します。

受人は、中区桑野に本社を置き、申請地近隣に営業所を構えて運送業を営む法人です。事業拡大で大型トラックを増車したことに伴い、営業所内の既存駐車場では不足するため、営業所に近く、業務管理上、利便性の高い申請地に露天駐車場を設置しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積、被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。以上です。

議長 東区協議会の協議の模様を岡崎協議会長さん、ご報告をお願いします。

岡崎推進委員 17番から19番までの3件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 東区協議会の報告がありました。委員さん、何かご意見がありますか。

全議員 ありません。

議長 それでは、申請等(3)は、1番から19番までの19件を許可と決定してよろしいか。

全議員 よろしい。

議長 それでは、そのように決定します。

なお、3番は、転用面積が3000㎡(平米)を超えていますので、2月28日の県農業会議に諮問し、その答申を受けて許可指令書を交付することとします。

次に、岡山市農用地利用集積計画しゅうせきの決定について、申請等(4)所有権の移転、(5)利用権の設定及び転貸てんたいを一括して審議します。事務局から説明をお願いします。

森上主事 今回の利用集積計画について説明します。

申請等(4)の所有権の移転については、東区分で6ページ1番から4番までの4件です。農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、1番から3番までは農地の所有者から財団へ、4番は財団から担い手への所有権移転です。中区の案件はありません。

申請等(5)の利用権の設定及び転貸については、中区は7ページ1番から8ページ12番までの12件、東区は10ページ1番から17ページ23番までの23件で、農地中間管理機構が貸付希望の農家の農地に中間管理権を設定し、同時に耕作者へ転貸する形の利用集積計画です。

以上の計画内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられ、各地区協議会では原案どおり決定意見となっています。以上です。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全議員 ありません。

議長 それでは、申請等(4)(5)岡山市農用地利用集積計画しゅうせきの決定については、原案のとおり決定とします。

次に、申請等(6)農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について、事務局から説明をお願いします。

森上主事 申請等(6)については、19ページ1番から23ページ20番までの20件で、権利取得の事由はすべて相続、権利の種類はすべて所有権で、内容をご覧のとおりです。あっせん等の希望はありません。各地区協議会では、すべて受理意見となっています。以上です。

議長 ただいまの説明について、何かご意見がありますか。

全 員 ありません。

議 長 それでは、申請等（6）農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について、1番から20番までの20件を受理と決定します。

次に、報告について、事務局から説明をお願いします。

藤村係長 報告（1）農地法第4条第1項第7号の規定による転用届については、24ページ1番、2番の2件で、転用目的は、駐車場利用1件、共同住宅1棟建築1件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（2）農地法第5条第1項第6号の規定による転用届については、25ページ1番から8番までの8件で、転用目的は、住宅用地等5件、駐車場等2件、店舗（コンビニエンスストア）敷地拡張1件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（3）農地法第18条第6項の規定による合意解約通知については、26ページ1番から27ページ9番までの9件です。解約理由は、耕作目的が8件、転用目的が1件で、離作料は記載のとおりです。

報告（4）農地法施行規則第29条第1号該当転用届については、28ページ1番から4番までの4件で、内容は、農業用通路1件、農業用倉庫1件、種苗ハウス（イチゴ苗）1件、農業用車両置き場1件です。

報告（5）農地改良届については、29ページ1番の1件です。内容は果樹園です。以上です。

議 長 これらの報告について、ご質問はありますか。

全 員 ありません。

議 長 何もないようでしたら、以上で第1号議案、農地関係申請等は終了します。続きまして第2号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 第2号議案について資料に従い説明 … 今村参事

議 長 第2号議案、農政関係等について事務局から説明がありました。これについて委員の方から何かご意見はありませんか。

全 員 ありません。

議 長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。最後に何かご意見等がありますか。

全 員 ありません。

岸本職務 それでは、他にご意見等がなければこれで終わりにしたいと思います。

代 理 者 本日は、お忙しいところ、第二農業委員会総会にご出席いただき、慎重審議ありがとうございました。

これをもちまして、閉会といたします。

閉会 午前 時 分

以上の議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員